

# 愛媛県社会的養育推進計画



令和2年3月 愛媛県

## 目次

1	愛媛県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像	1
	(1) 計画策定の趣旨	1
	(2) 基本的考え方	2
	(3) 全体像	2
	(4) 計画の期間	2
	(5) 他の計画との関係	2
2	当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）	3
	(1) 子どもへの意見聴取、十分な説明	3
	(2) 子どもの権利を代弁する方策	3
	(3) 意見を酌み取る方策（アンケート調査等）	3
3	市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組	5
	(1) 市町に求められる役割	5
	(2) 子ども家庭総合支援拠点の設置促進	6
	(3) 家庭支援事業の推進、関係機関との連携	6
4	各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み	8
	(1) 愛媛県の子どもの人口に占める代替養育を必要とする子ども数	8
	(2) 近年の養護相談対応件数等の状況	9
	(3) 児童相談所における一時保護の状況	10
	(4) 代替養育を現に受けている子ども数の状況	10
	(5) 代替養育への新規措置子ども数及び措置解除子ども数	11
	(6) 現に一時保護している子どものうち、里親等委託が必要な子ども数	13
	(7) 現に施設入所している子どものうち、里親等委託が必要な子ども数	13
	(8) 代替養育を必要とする子ども数の見込み	15
5	里親等への委託の推進に向けた取組	18
	(1) 里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込み	19
	(2) 県内の里親の状況	20
	(3) 必要な里親数の算出	22
	(4) 本県における里親等委託率の数値目標	23
	(5) フォスタリング業務の包括的な実施体制の構築	25
6	パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に 向けた取組	28
	(1) 県内の状況	28
	(2) 民間あっせん機関	28
	(3) 「新しい社会的養育ビジョン」で示された目標	28
	(4) 本県における対応方針	29

7	施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	30
	(1) 社会的養育ビジョンにおける方針	30
	(2) 県内施設の状況、基本的考え方	30
	(3) 施設で養育が必要な子ども数の見込みの推計	31
	(4) 子どもにとってより良い環境づくりに向けた取組	32
8	一時保護改革に向けた取組	34
	(1) 一時保護所の必要定員数	34
	(2) 一時保護委託の推進	36
	(3) 一時保護委託可能な里親等の確保・計画について	37
	(4) 一時保護に関わる職員の育成、専門性の向上	37
	(5) 子どもの状況に応じた安全確保やアセスメントの実施	38
	(6) 一時保護所業務の評価	38
9	社会的養護自立支援の推進に向けた取組	39
	(1) 社会的養護自立支援事業等の実施	39
	(2) 自立援助ホームへの入所	40
10	児童相談所の強化等に向けた取組	41
	(1) 児童相談所の体制強化	41
	(2) 中核市における児童相談所の設置に向けた取組	42
○	用語解説	43

## 1 愛媛県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

### 【要旨】

- 社会的養育において優先的に考慮すべきは、子どもの最善の利益であることを明記
- 子どもの安全確保を最優先とした上で、安定した家庭での養育を保障するために、家庭支援を実施
- 代替養育が必要な場合は、必要に応じて永続的な解決策である特別養子縁組を検討するとともに、里親やファミリーホーム、施設、市町等の関係機関の協力の下、家庭養育優先原則を念頭に、子ども一人ひとりの意向を踏まえた方針決定ができる体制の整備を推進

### (1) 計画策定の趣旨

平成 28 年の児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号）（以下、「改正児童福祉法」という。）では、全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の理念を明確化するとともに、市町及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の措置を講ずることとされました。

また、改正児童福祉法では、昭和 22 年の児童福祉法制定時から見直されていなかった理念規定について、子どもが権利の主体であることが位置付けられるとともに、子どもの「家庭養育優先原則」が明記されました。

こうした改正児童福祉法の理念を具現化するために、平成 29 年 8 月には、国が設置した「新たな社会的養育のあり方に関する検討会」において、「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられました。「新しい社会的養育ビジョン」では「家庭養育優先原則」を実現するために、子どもの養育の受け皿となる里親を増やし、質の高い里親養育の提供を包括的に行うフォスターリング機関の確保等の取組を行うこと、愛着形成に最も重要な時期である 3 歳未満については概ね 5 年以内に、それ以外の就学前の子どもについては概ね 7 年以内に里親等委託率 75%以上を実現し、学童期以降は概ね 10 年以内を目途に里親等委託率 50%以上を実現することなどが目標として示されました。

また、代替養育を必要とし、家庭復帰が困難な子どもについては、永続的で安定した家庭での養育を保障するパーマネンシー保障として、特別養子縁組の推進が必要とされており、国は年間 1,000 人以上の成立を目指すとしています。

こうした方針を受け、愛媛県では平成 27 年 3 月に策定した「愛媛県家庭的養護推進計画」を全面的に見直し、国の示す方向性や愛媛県の現状を踏まえた上で、代替養育を必要とする子ども数の見込みを算出するとともに、里親等委託率の目標を設定し、県内の社会的養育の体制整備の基本的な考え方と全体像を示した「愛媛県社会的養育推進計画」を策定します。

## (2) 基本的考え方

本県では、社会的養育において優先的に考慮すべきは、子どもの最善の利益であることを共通認識とし、子どもの安全確保を最優先とした上で、永続的で安定した家庭での養育を保障するため、家庭支援等の取組を推進します。

また、代替養育が必要な場合については、必要に応じてパーマネンシー保障としての特別養子縁組を検討するほか、里親やファミリーホーム、施設、市町等の関係機関の協力の下、家庭養育優先原則を念頭に、子ども一人ひとりの意向を踏まえた方針決定ができる体制の整備を「オール愛媛」で推進します。

## (3) 全体像

本計画は、「新しい社会的養育ビジョン」に沿った次の項目について定めます。

- ① 愛媛県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
- ② 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）
- ③ 市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組
- ④ 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み
- ⑤ 里親等への委託の推進に向けた取組
- ⑥ パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組
- ⑦ 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- ⑧ 一時保護改革に向けた取組
- ⑨ 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- ⑩ 児童相談所の強化等に向けた取組

## (4) 計画の期間

この計画の期間は、令和2（2020）年度から令和11（2029）年度までの10年間とし、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度を前期、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度を後期とし、令和6年度末及び各期の中間年を目安として進捗状況を検証し、必要な場合には計画の見直しを図るものとします。

## (5) 他の計画との関係

子ども・子育て支援法に基づき、策定している「第2期えひめ・未来・子育てプラン（前期計画）」においても、家庭的な温もりを感じられる養育環境の確保について記載されていますが、児童福祉法改正等を受け、児童虐待防止対策及び社会的養育の充実について、令和2年度を始期とする後期計画に追記されることから、本計画は同プランの内容と整合するものとなります。

## 2 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）

### 【要旨】

- 代替養育に関する方針決定にあたっては、子どもの意向をできるだけ反映させるとともに、方針決定理由や今後の見通しについて、年齢に応じて丁寧に説明
- 子どもの権利を代弁する方策について、国のモデル事業なども参考に、適切な権利擁護のあり方を検討
- 本計画策定にあたり、子どもの意見をアンケートにより調査  
※計画の検証時（令和4、6、9年度）にも、子どもの意見を聴取した上で計画の見直しを検討

改正児童福祉法には、子どもが権利の主体であることが明記され、「新しい社会的養育ビジョン」においても、子どもの権利擁護の推進に向けた取組を行うこととされており、代替養育の場にいる子どもや一時保護された子どもの権利擁護のために、当事者である子どもからの意見聴取や意見を酌み取る方策等を検討する必要があります。

### （1）子どもへの意見聴取、十分な説明

代替養育に関する措置とその変更時及び措置継続の方針決定にあたっては、子どもの意見を聴取し、その意向をできるだけ反映させるとともに、方針決定理由や今後の見通しについて、年齢に応じた丁寧な説明に努めます。また、子どもの最善の利益のために、意向に沿えない場合には、その理由を十分に説明し、納得が得られるよう尽力します。

### （2）子どもの権利を代弁する方策

子どもの権利を代弁する方策については、国の平成29年度子ども・子育て支援推進調査研究事業である「都道府県児童福祉審議会を活用した子どもの権利擁護の仕組み」の調査研究報告書において、「遠い存在である児童福祉審議会や、入所の手続きをとる児童相談所ではない機関が、子どもとの信頼関係を構築して子どもの意見を聴取する仕組みが必要である」とされており、国が推進する子どもの権利擁護に係る実証モデル事業などの先進事例も参考とし、適切な権利擁護のあり方を検討します。

### （3）意見を酌み取る方策（アンケート調査等）

本計画の策定に当たり、代替養育を受けている子ども等の意見を酌み取るため、アンケート調査を実施しました。

アンケートは、令和元年7月に、児童養護施設、養育里親、ファミリーホームに措置されている小学校4年生以上の子ども328人（児童養護施設267人、養育里親32人、ファミリーホーム29人）、自立援助ホーム入所者12人を対象に実施しました。

アンケートの回答は、意見を表明しやすいよう、匿名とし、子ども等が記入した後に自ら封をして提出する方法としました。

なお、令和6年度末及び各期の中間年（令和4年度、令和9年度）を目安として進捗状況を検証することとしており、その際にも、子どもの意見聴取を検討します。

【評価指標】

指標	現況値	目標値
愛媛県社会的養育推進計画の策定、 検証時の子どもの意見の聴取	アンケート実施 (令和元年度)	検証時に意見聴取 (令和4、6、9年度)

### 3 市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組

#### 【要旨】

- 社会的養育は、施設や里親などの代替養育に加え、子どもが地域において健やかに養育される意味を含んでおり、身近な市町におけるソーシャルワーク体制の構築や支援メニューの充実を目指し、子ども家庭総合支援拠点の設置を推進
- 市町における乳幼児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の推進や家庭支援の充実を図り、子どものニーズに応じた支援を実施
- 市町の要保護児童対策地域協議会において、児童虐待対応やDV相談対応などについて、積極的に情報共有が図られるよう、福祉総合支援センターに配置している児童支援コーディネーターの派遣や専門研修の実施により支援

#### (1) 市町に求められる役割

改正児童福祉法では、家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育の充実とともに、家庭養育優先の理念が規定されました。社会的養育は、施設や里親などの代替養育のみならず、地域において子どもが家庭で健やかに成長できるよう養育されることも含んでおり、「新しい社会的養育ビジョン」では、身近な市町におけるソーシャルワーク体制の構築と支援メニューの充実のための子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点の設置、地域支援を行う機関として児童家庭支援センターの設置促進を図ることが求められています。

特に、子ども家庭総合支援拠点は、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを担い、児童虐待の予防はもとより、早期発見・対応に繋がる機能でもあることから、全市町において設置に努めることとされています。

また、児童虐待の防止のためには、市町の要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）において、保護を要する児童や支援が必要な妊婦の情報を、児童相談所や警察、学校、医療機関等の関係機関と情報共有するとともに、必要に応じた支援に繋げていくことが重要であり、児童虐待に対する社会の関心の高まりなどから、県及び市町の児童虐待相談対応件数が急増している状況も踏まえ、迅速かつ的確な対応が求められています。

さらに、DV被害が児童虐待の背景にある場合には、児童相談所や配偶者暴力相談支援センター等の関係機関が連携して、児童虐待とDVの相談対応や支援にあたることが重要です。

#### 【県内における主な家庭支援体制】（平成31年4月1日現在）

- ・ 子ども家庭総合支援拠点設置状況：2市2か所
- ・ 子育て世代包括支援センター設置状況：8市町14か所
- ・ 母子生活支援施設設置状況：県1施設、4市5か所



・児童家庭支援センター設置状況 1か所（民間設置）

・社会的養育の推進のための支援事業

乳幼児家庭全戸訪問事業	20市町
養育支援訪問事業	15市町
子育て短期支援事業（ショートステイ）	7市町
夜間養護等事業（トワイライトステイ）	2市
産前産後サポート事業	3市
産後ケア事業	6市町
産婦健康診査事業	1市

・配偶者暴力相談支援センター 3か所

（県：福祉総合支援センター・男女共同参画センター、市町：新居浜市）

## （２）子ども家庭総合支援拠点等の設置促進

市町に設置する子ども家庭総合支援拠点は、平成31年4月現在で2市に留まっていますが、全市町における設置に向け、先行事例を紹介するとともに、専門的人材育成のため、要保護児童対策調整機関調整担当者研修などの専門研修への参加を促すほか、国の財政支援策の周知に努めます。

また、子育て世代包括支援センターについても、平成31年4月現在で、8市町14か所に設置されていますが、全市町設置を促します。

さらに、社会福祉法人等による児童家庭支援センターの設置促進により、地域の相談対応体制の強化や里親やファミリーホームへの支援を検討します。

## （３）家庭支援事業の推進、関係機関との連携

望ましい社会的養育のためには、家庭で養育できる環境を整える必要があります。市町においては、子育て家庭におけるニーズに応じた支援が求められており、子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業などの家庭支援の充実を図る必要があります。特に、家庭の状況を訪問により把握する乳幼児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業は、必要な支援に繋げる契機となるほか、児童虐待の早期発見・対応にも資することから積極的に推進することとし、市町の要対協において関係機関と情報を共有し、家庭の見守りを含めた個々のケースに応じた対応・支援ができる体制の整備を推進します。

また、市町の要対協において、児童虐待対応やDV相談対応などについて、積極的に情報共有が図られるよう、福祉総合支援センターに配置している児童支援コーディネーターの派遣や専門研修の実施により支援します。

なお、代替養育を受けている子どもに対するアンケート調査でも、「家族と暮らすため周りから支援して欲しいこと」に対して、金銭面での支援の他、「困ったときに相談に乗って

欲しい」など支援体制の充実を求める回答が多く寄せられており、市町における家庭支援の充実を図り、子どものニーズに寄り添った支援に努めます。

※「家族と暮らすなら、自分や家族のためにまわりの大人からして欲しいこと」について  
(複数回答あり)

回答	回答数	比率※
自分や家族が困ったときに相談に乗ってほしい	125	44.2%
自分や家族を危ないことから守ってほしい	115	40.6%
お金のことを助けてほしい	109	38.5%
自分や家族が病院に行けるようにしてほしい	75	26.5%
その他	18	6.4%
なし、分からない	16	5.7%

(注) 比率の分母はアンケートの全回答数 283 名として算出

#### 【評価指標】

指標	現況値	目標値
市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置市町数	2 市	20 市町 (令和 6 年度末)
養育支援訪問事業の実施市町数	15 市町	20 市町 (令和 6 年度末)

※ 現況値は平成 31 年 4 月 1 日の状況。

## 4 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

### 【要旨】

- 乳児院、児童養護施設、里親、ファミリーホームで養育する代替養育を必要とする子ども数の見込みについて、県内の状況を踏まえて算出

### (代替養育を必要とする子どもの見込み数) ※直近の措置先を踏まえた数

年齢区分	乳児院	児童養護施設	里親	ファミリーホーム	合計
3歳未満	35人	4人	9人	2人	50人
3歳～就学前	5人	42人	9人	5人	61人
学童期以降	0人	346人	38人	34人	418人
合計	40人	392人	56人	41人	529人

### 【計算方法】

- ・代替養育を受けている子どもの過去5年間の実績を踏まえると、前年度よりも増加する年もあり、県内の児童人口と同様に減少するとは限らないため、5年平均である529人を当面の代替養育を必要とする子どもの見込み数として設定（5か年平均の各年度の時点は、最も代替養育を受ける子どもが多い3月1日現在）

### (代替養育を必要とする子どもの見込み数) ※ケアニーズを考慮した場合の措置先

年齢区分	乳児院	児童養護施設	里親	ファミリーホーム	合計
3歳未満	13人	1人	34人	2人	50人
3歳～就学前	0人	14人	42人	5人	61人
学童期以降	0人	150人	234人	34人	418人
合計	13人	165人	310人	41人	529人

### 【計算方法】

- ・年齢別（3歳未満、3歳～就学前、学童期以降）の里親養育も可能な子どもの割合は、令和元年6月1日現在で措置された子どもについて、県内各児童相談所から回答があった割合を5年平均の529人に割り戻して設定

- 令和4、6、9年度に進捗状況を検証する際、必要に応じて見直し

里親委託推進や、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組を検討するため、子どもを保護者と分離し、乳児院、児童養護施設、里親、ファミリーホームで養育する代替養育を必要とする子ども数の見込みについて、県内の状況を踏まえて算出します。

### (1) 愛媛県の子どもの人口に占める代替養育を必要とする子ども数

- ・児童福祉法の対象は18歳未満ですが、継続して支援を必要とする場合は20歳まで措置延長できるため、20歳未満の人口に代替養育を受けている子ども数の占める割合を計算した結果、過去5年間の平均で0.228%でした。（表1）
- ・将来的な人口推計から代替養育を必要とする子ども数を試算すると、人口減に伴い令和12年度には456人まで減少する見込みです。（表2）

- ・しかし、平成 29 年 3 月の代替養育を受けている子ども数は 522 人と、前年度から増加しており、代替養育を必要とする子ども数は、子どもの人口減少に伴って必ずしも減少するとは限らず、子どもをとりまく社会情勢の影響を勘案して見込む必要があります。(表 1)

表 1 20 歳未満人口に占める代替養育を受けている子ども数 (単位 人)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	平均
代替養育子ども数(A)※1	563	538	507	522	514	529
20 歳未満人口 (B) ※2	240,000	233,000	232,000	229,000	225,000	231,800
割合 (A/B) (%)	0.235%	0.231%	0.219%	0.228%	0.228%	0.228%

※1 各年度 3 月 1 日の代替養育の措置を受けている子ども数。

※2 「総務省推計人口」より引用。各年度とも 10 月 1 日現在。

表 2 人口割合から算出した 20 歳未満人口に占める代替養育を必要とする子ども数の推計 (単位 人)

年度	R2	R7	R12
代替養育子ども数 (A) ※1	503	480	456
推計総人口 (B) ※2	1,329,000	1,269,000	1,206,000
20 歳未満推計人口 (C) ※3	220,614	210,654	200,196

※1 (C) に表 1 の H26～30 年度の平均割合 (0.228%) を乗じた数。

※2 「愛媛県の人口ビジョン (愛媛県総合政策課作成)」

※3 (B) に H30 年度の 20 歳未満の人口割合 (16.6%) を乗じた数。

## (2) 近年の養護相談対応件数等の状況

- ・児童相談所における養護相談対応件数は、この 5 年間で、約 1.5 倍と大きく増加しており、虐待相談も増加傾向にあります。(表 3)
- ・市町の要保護児童対策地域協議会における登録ケース数も増加傾向にあります。(表 4)

表 3 児童相談所における養護相談対応件数 (単位 件)

年度	H26	H27	H28	H29	H30
養護 (虐待)	597	718	803	726	890
前年比	—	120%	112%	90%	123%
対 26 年度比	—	120%	135%	122%	149%
養護 (その他) ※1	441	576	672	664	703
前年比	—	131%	117%	99%	106%
対 26 年度比	—	131%	152%	151%	159%
養護 (合計)	1,038	1,294	1,475	1,390	1,593
前年比	—	125%	114%	94%	115%
対 26 年度比	—	125%	142%	134%	153%

(注) 「福祉行政報告例」より。

※1 養護 (その他) は、保護者の死亡、入院、離婚、家出・失踪等による養育困難や迷子、養子縁組等、児童虐待以外の子どもの養育に関する相談。

表4 市町の要保護児童対策地域協議会における登録ケース数（4月1日現在、単位 件）

年度	H29		H30		H31	
	総数	うち児童虐待	総数	うち児童虐待	総数	うち児童虐待
登録件数	1,977	953	2,359	1,076	2,673	1,271

（注）令和元年6月実施の愛媛県子育て支援課調査。

### （3）児童相談所における一時保護の状況

- ・児童相談所で一時保護される子ども数は、この5年で倍増しており、虐待相談対応件数の増加に伴い、一時保護するケースも増えていると考えられます。（表5）
- ・子どもの学習権の保障の観点等により、通学しやすい里親や児童養護施設等への一時保護委託が望ましいケースも多いことから、一時保護の増加に伴い、一時保護委託の件数も増加しています。

表5 一時保護した子ども数

（単位 人）

年度	H26	H27	H28	H29	H30
一時保護所	175	153	167	186	332
前年比	—	87%	109%	111%	178%
対26年度比	—	87%	95%	106%	190%
一時保護委託	162	222	284	336	328
前年比	—	137%	128%	118%	98%
対26年度比	—	137%	175%	207%	202%
合計	337	375	451	522	660
前年比	—	111%	120%	116%	126%
対26年度比	—	111%	134%	155%	196%

（注）「福祉行政報告例」より。前年度継続の一時保護子ども数を除く。

### （4）代替養育を現に受けている子ども数の状況

- ・平成26年度以降の状況をみると、若干の減少傾向にありますが、平成29年度は前年度から増加しています。（表6）
- ・里親等委託率は、平成26年度から平成30年度までの5年で11.8%から16.9%に伸びていますが、平成29年度の里親等委託率の全国平均は19.7%であり、本県は15.4%と全国平均よりも低い状況です。また、年齢別の里親等委託率は、平成30年度末現在で、3歳未満が18%、3歳～就学前が20.3%、学童期以降が16.2%となっていますが、愛着形成の観点から、より個別対応が求められる乳幼児の里親委託を推進していく必要があります。（表7）

表6 代替養育を受けている子ども数の状況

(単位 人)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	平均
乳児院	48	46	41	50	40	45
前年比	—	96%	89%	122%	80%	—
対26年度比	—	96%	85%	104%	83%	—
児童養護施設	456	432	401	398	385	414
前年比	—	95%	93%	99%	97%	—
対26年度比	—	95%	88%	87%	84%	—
里親	31	30	32	41	48	36
前年比	—	97%	107%	128%	117%	—
対26年度比	—	97%	103%	132%	155%	—
ファミリーホーム	28	30	33	33	41	33
前年比	—	107%	110%	100%	124%	—
対26年度比	—	107%	118%	118%	146%	—
合計	563	538	507	522	514	<u>529</u>
前年比	—	96%	94%	103%	98%	—
対26年度比	—	96%	90%	93%	91%	—

(注) 各年度、措置されている子ども数が最大数となる3月1日付けの子ども数を計上。

表7 年齢別里親等委託率 (各年度末)

(単位 %)

年度	H26	H27	H28	H29	H30
3歳未満	15.0	10.8	8.8	14.9	18.0
3歳から就学前	13.9	13.1	8.3	9.3	20.3
学童期以降	11.1	12.5	14.0	16.7	16.2
全体	11.8	12.4	12.6	15.4	16.9
(参考) 全国平均	16.5	17.5	18.3	19.7	未公表

**(5) 代替養育への新規措置子ども数及び措置解除子ども数**

- ・代替養育に新規に措置される子ども数は、全体では年度ごとに増減がありますが、近年は増加傾向にあると言えます。代替養育の種類ごとでは、里親とファミリーホームについては伸びが大きくなっていますが、全体に占める子ども数は少ない状況です。(表8)
- ・措置解除された子ども数は、全体では年度ごとに増減があります。(表9)
- ・一時保護子ども数に占める新規措置子ども数の割合は、年度ごとに増減があり、一時保護子ども数の増加が代替養育新規措置子ども数の増加にそのまま繋がっていないと言えます。

(表10)

表8 代替養育を新規に受けた子ども数

(単位 人)

年度	H26	H27	H28	H29	H30
乳児院	21	20	14	21	18
前年比	—	95%	70%	150%	86%
対26年度比	—	95%	67%	100%	86%
児童養護施設	101	66	79	66	79
前年比	—	65%	120%	84%	120%
対26年度比	—	65%	78%	65%	78%
里親	5	12	10	20	25
前年比	—	240%	83%	200%	125%
対26年度比	—	240%	200%	400%	500%
ファミリーホーム	14	8	11	12	17
前年比	—	57%	138%	109%	142%
対26年度比	—	57%	79%	86%	121%
全体(合計)	141	106	114	119	139
前年比	—	75%	108%	104%	117%
対26年度比	—	75%	81%	84%	99%

(注)「福祉行政報告例」より各年度末の状況。

表9 代替養育を解除された子ども数

(単位 人)

年度	H26	H27	H28	H29	H30
乳児院	22	19	14	18	19
前年比	—	86%	74%	129%	106%
対26年度比	—	86%	64%	82%	86%
児童養護施設	101	86	93	78	75
前年比	—	85%	108%	84%	96%
対26年度比	—	85%	92%	77%	74%
里親	7	12	10	6	11
前年比	—	171%	83%	60%	183%
対26年度比	—	171%	143%	86%	157%
ファミリーホーム	3	6	8	7	7
前年比	—	200%	3%	88%	100%
対26年度比	—	200%	267%	233%	233%
合計	133	123	125	109	112
前年比	—	92%	102%	87%	103%
対26年度比	—	92%	94%	82%	84%

(注)「福祉行政報告例」より各年度末の状況。

表 10 一時保護された子ども数に占める代替養育への新規措置子ども数の割合（単位 %）

年度	H26	H27	H28	H29	H30	平均
乳児院	6%	5%	3%	4%	3%	4%
児童養護施設	30%	18%	18%	13%	12%	18%
里親	1%	3%	2%	4%	4%	3%
ファミリーホーム	4%	2%	2%	2%	3%	3%
全体	41%	28%	25%	23%	22%	28%

(注) 表 5 の子ども数のうち、表 8 の子ども数が占める割合。

(6) 現に一時保護している子どものうち、里親等委託が必要な子ども数

- ・平成 30 年度に一時保護した子どもについて、児童相談所がケアニーズにのみ着目した場合に、望ましいと考えられる措置先を評価し、子ども数を計上しました。
- ・一時保護児童には、専門的ケアが必要と考えられるケースも少なくないことから、望ましい委託先として施設等が 85%、里親等が 15%という結果となりました。(表 11)

表 11 一時保護した子どものケアニーズにのみ着目した場合に望ましい措置先  
(平成 30 年度、単位 人)

代替養育の種類		人数	比率	里親等人数	里親比率
里親	養子	3	2%	23	15%
	養育・FH	20	13%		
乳児院		5	3%		
児童養護施設		99	66%		
児童心理治療施設		3	2%		
児童自立支援施設		6	4%		
福祉型障害児入所施設		6	4%		
医療型障害児入所施設		1	1%		
自立援助ホーム		8	5%		
合計		151	100%		

(注) 令和元年 6 月実施の愛媛県子育て支援課調査

平成 30 年度に一時保護した子どもについて望ましい措置先を評価して計上。「FH」はファミリーホームの意。

(7) 現に施設入所している子どものうち、里親等委託が必要な子ども数

- ・里親委託に移行が必要な子ども数として国が目安にしている「乳児院・児童養護施設に長期間措置されている子ども数」は、本県では令和元年 6 月時点で、280 人です。(表 12)



- ・現に代替養育を受けている子どもの措置先（表 13-1）と、ケアニーズにのみ着目した場合の望ましい措置先（表 13-2）を比較したところ、児童養護施設等で養育されている子どものうち里親等委託が望ましいとされた子ども数は 232 人（320 人-88 人）でした。ただし、虐待や問題行動等による専門的ケアが必要ないと考えられるケースを養育里親へ委託することを前提としており、子どものニーズや意見を踏まえた場合は、減少する見込みです。
- ・上記の調査を踏まえ、委託可能な里親を増やし、措置決定の際に、子どものニーズに応えられる体制を整備することが必要と考えられます。

表 1 2 乳児院・児童養護施設に長期間措置されている子ども数（単位 人）

乳児院に半年以上措置されている乳幼児数	29
児童養護施設に乳児院から措置変更された乳幼児数	16
児童養護施設に 1 年以上措置されている乳幼児数	23
児童養護施設に 3 年以上措置されている学童期以降の子ども数	212
合計	280

（注）令和元年 6 月実施の愛媛県子育て支援課調査。令和元年 6 月 1 日現在の状況。

表 1 3-1 現に代替養育を受けている子どもの措置先（単位 人）

代替養育の種類		人数	比率	里親人数 C (A+B)	里親比率 (C/全体)	種類別比率
里親	養子 (A)	4	1%	88	16%	5.0% (A/C)
	養育・FH (B)	84	16%			95.0% (B/C)
乳児院		37	6%			
児童養護施設		358	63%			
児童心理治療施設		3	1%			
児童自立支援施設		11	2%			
福祉型障害児入所施設		37	7%			
医療型障害児入所施設		19	3%			
自立援助ホーム		8	1%			
指定医療機関		4	1%			
合計		565	100%			

（注）令和元年 6 月実施の愛媛県子育て支援課調査。同月 1 日現在で代替養育を受けている子ども数。

表1 3-2 現に代替養育を受けている子どものケアニーズにのみ着目した場合望ましい措置先  
(令和元年6月1日現在、単位 人)

代替養育の種類		人数	比率	里親人数 C (A+B)	里親比率 (C/全体)	種類別比率
里親	養子 (A)	5	1%	320	57%	2.0% (A/C)
	養育・FH (B)	315	56%			98.0% (B/C)
乳児院		12	2%			
児童養護施設		151	27%			
児童心理治療施設		3	1%			
児童自立支援施設		11	2%			
福祉型障害児入所施設		37	7%			
医療型障害児入所施設		19	3%			
自立援助ホーム		8	1%			
指定医療機関		4	1%			
合計		565	100%			

(注) 令和元年6月実施の愛媛県子育て支援課調査。

代替養育を受けている子どもについて、虐待や問題行動等がない場合の委託先を養育里親として計上。

#### (8) 代替養育を必要とする子ども数の見込み

- ・本県の子ども人口に占める代替養育を必要とする子ども数の割合は少なく、人口推計による子ども数の減少の影響を考慮するより、児童福祉、社会的養育をとりまく状況を踏まえた代替養育を必要とする子ども数の見込みを行うことが適切です。
- ・児童虐待相談対応件数や市町の要対協における登録件数、一時保護される子ども数は増加しており、保護を必要とする子どもの発見に繋がりやすい状況です。
- ・代替養育を現に受けている子ども数は表6のとおり、減少傾向にはあるものの、前年から増加した年もあります。
- ・全国で相次ぐ児童虐待を受けた児童の死亡事案を受け、社会的関心が高まっている状況を踏まえれば、児童虐待相談対応件数及び一時保護件数は、今後も増加すると考えられ、その中には、代替養育を必要とする子どもも一定数います。
- ・「新しい社会的養育ビジョン」においても、「将来的には代替養育に至る子ども数を減少させる方向性が必要ではあるが、初期には見えにくい虐待の発見の増加などによって、代替養育が必要となる子ども数は増加する可能性がある。」と指摘されています。
- ・これらの状況を踏まえると、代替養育を必要とする子ども数の見込みは、子どもの行き場がなくなることがないように、比較的大きく設定することが適切と考えられ、当

面、代替養育が最も多くなる3月時点での子ども数の過去5年間の平均である529人（表6）を「代替養育を必要とする子どもの見込み数」とし、年齢区分別人数は、直近の令和元年6月現在の比率（表14-2）に基づき算出した表15のとおりとします。

また、ケアニーズにのみ着目した場合の望ましい措置先の年齢別区分の比率（表16-2）を、代替養育を必要とする見込み数を子どもの見込み数に反映させたものが表17となり、表18が、反映後の里親委託率となります。

ただし、代替養育を必要とする子ども数の見込みは、令和6年度末及び各期の中間年を目安として進捗状況を検証する際に、必要に応じて見直すこととします。

表14-1 代替養育を受けている子ども数（令和元年6月1日現在）

年齢区分	乳児院	児童養護施設	里親	ファミリーホーム	合計
3歳未満	32人	4人	8人	2人	46人
3歳～就学前	5人	38人	8人	5人	56人
学童期以降	0人	316人	34人	31人	381人
合計	37人	358人	50人	38人	483人

（注）表13-1のうち、乳児院、児童養護施設、里親、ファミリーホームを区分ごとに集計

表14-2 代替養育の措置を受けている子ども数の割合（令和元年6月1日現在）

年齢区分	乳児院	児童養護施設	里親	ファミリーホーム	合計
3歳未満	6.6%	0.8%	1.7%	0.4%	9.5%
3歳～就学前	1.0%	7.9%	1.7%	1.0%	11.6%
学童期以降	0.0%	65.4%	7.1%	6.4%	78.9%
合計	7.6%	74.1%	10.5%	7.8%	100%

（注）表14-1の年齢、措置先ごとの割合

表15 代替養育を必要とする子ども数の見込み（現状の比率）

年齢区分	乳児院	児童養護施設	里親	ファミリーホーム	合計	年齢区分比率
3歳未満	35人	4人	9人	2人	50人	9.5%
3歳～就学前	5人	42人	9人	5人	61人	11.6%
学童期以降	0人	346人	38人	34人	418人	78.9%
合計	40人	392人	56人	41人	529人	100%

（注）表6の代替養育が最も多くなる3月時点での子ども数の過去5年間の平均である529人について、表14-2の令和元年6月現在の年齢区分の比率等に基づいて算出。

表16-1 代替養育を受けている子どものケアニーズにのみ着目した場合の望ましい措置先の子ども数（令和元年6月1日現在）

年齢区分	乳児院	児童養護施設	里親	ファミリーホーム	合計
3歳未満	12人	1人	31人	2人	46人
3歳～就学前	0人	13人	38人	5人	56人
学童期以降	0人	137人	213人	31人	381人
合計	12人	151人	282人	38人	483人

（注）表13-2の、乳児院、児童養護施設、里親、ファミリーホームを区分ごとに集計

表16-2 代替養育を受けている子どものケアニーズにのみ着目した場合の望ましい措置先の割合

年齢区分	乳児院	児童養護施設	里親	ファミリーホーム	合計
3歳未満	2.5%	0.2%	6.4%	0.4%	9.5%
3歳～就学前	0.0%	2.7%	7.9%	1.0%	11.6%
学童期以降	0.0%	28.4%	44.1%	6.4%	78.9%
合計	2.5%	31.3%	58.4%	7.8%	100.0%

（注）表16-1の年齢、措置先ごとの割合

表17 代替養育を必要とする子ども数の見込み（望ましい措置先を反映）

年齢区分	乳児院	児童養護施設	里親	ファミリーホーム	合計	年齢区分比率
3歳未満	13人	1人	34人	2人	50人	9.5%
3歳～就学前	0人	14人	42人	5人	61人	11.6%
学童期以降	0人	150人	234人	34人	418人	78.9%
合計	13人	165人	310人	41人	529人	100%

（注）表15の代替養育を必要とする子ども数の見込みに、表16の令和元年6月現在の望ましい措置先の割合を反映させたもの。

表18 望ましい措置先を反映した里親等委託率

年齢区分	令和元年6月1日現在	反映後
3歳未満	21.7%	72.0%
3歳～就学前	23.2%	77.0%
学童期以降	17.1%	64.1%
合計	18.2%	66.4%

（注）表14-1（現状）、表17（反映後）から算出した里親等委託率

里親等委託率：里親＋ファミリーホーム/合計

## 5 里親等への委託の推進に向けた取組

### 【要旨】

- 乳児院、児童養護施設を里親のリクルート、マッチング、養育支援も担う地域の代替養育の拠点と位置付け、児童相談所や里親会等の関係機関と連携しながら、地域の里親を増やし、学校等の環境を維持したまま、子どものニーズに沿った養育環境の選択が可能な体制の整備を推進
- 委託可能な里親を増やし、個々のニーズに合わせた代替養育の場の提供を推進することとし、計画期間中の里親等委託率の目標値を設定

### (1) 施設から里親に移行する子ども数 (①+②) : 毎年 12.5 人

#### ①現在の里親への委託促進 (毎年 2.1 人)

- ・里親支援により、愛媛県の里親受託率 24%を全国平均の 35%まで伸ばすことで、新たに 17 世帯に児童 21 人を委託 (10 年平均で 2.1 人)

※里親受託率 (R 元.5.1 現在) : 24% (36 世帯/152 世帯)

世帯あたりの委託児童数 1.3 人 (令和元年 5 月時点実績) で算出

#### ②委託可能里親の登録促進 (毎年 10.4 人)

- ・毎年の里親登録を 24 世帯増やし、うち 8 世帯に児童 10.4 人を委託

※毎年の登録件数増 : 24 世帯 (過去 5 年間で、最多登録 31 世帯、平均取消件数 7 世帯)

受託率 35%、世帯あたりの委託児童数 1.3 人 (令和元年 5 月時点実績) で算出

### (2) 措置先ごとの増減見込み (毎年度)

年齢区分	乳児院	児童養護施設	里親
3歳未満	△2.2人	△0.3人	2.5人
3歳～就学前	△0.5人	△2.8人	3.3人
学童期以降	0人	△6.7人	6.7人
計	△2.7人	△9.8人	12.5人

※就学前までの子どもについては、愛着形成の観点から優先的に里親委託を推進

※児童相談所において、個々の子どもの状況 (R 元.6.1 時点) を踏まえ、里親委託が可能と思われる子ども数の割合 (3歳未満:72.0%、3歳～就学前:77.0%)

### (3) 年齢別の里親等委託率の目標値

年齢区分	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
3歳未満	22.0%	28.0%	32.0%	38.0%	42.0%	48.0%	52.0%	56.0%	62.0%	68.0%	72.0%
3歳～就学前	23.0%	27.9%	34.4%	39.3%	44.3%	50.8%	55.7%	60.7%	65.6%	72.1%	77.0%
学童期以降	17.2%	18.9%	20.3%	22.0%	23.7%	25.4%	26.8%	28.5%	30.1%	31.6%	33.3%
全体	18.3%	20.8%	23.1%	25.5%	27.8%	30.4%	32.5%	34.8%	37.2%	39.7%	42.0%

改正児童福祉法には、「家庭養育優先原則」が明記され、子どもの最善の利益を実現するため、子どもを家庭において養育することが困難又は適当でない場合には、子どもを「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるようにしなければならないとされており、代替養育を必要とする子どもについては、里親等への委託を推進する必要があります。

「家庭養育優先原則」を実現するためには、子どもの養育の受け皿となる里親を増やす必要があります。そのために新たな里親の開拓や、里親への研修や支援等を包括的に行うフォスターリング機関の確保等の取組を行うことが求められています。

そのため、県内の里親やファミリーホームへの委託が必要な子ども数の見込みと里親の状況を踏まえ、本県における里親等委託率の目標設定を行い、里親委託推進のための取組を行う必要があります。

また、現在、措置されている子どもにとって、養育の場や学校、地域の中で築いてきた関係性が大切なものであることを踏まえ、これまで育んできた人間関係や生活環境を可能な限り継続しながら、子どものニーズに合わせた養育環境を提供できる体制づくりを進めていく必要があります。

県としては、優先すべきは子どもの最善の利益であるという意識を関係機関と共有しながら、委託可能な里親を増やし、個々のニーズに合わせた代替養育の場の提供を推進します。

#### (1) 里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込み

- ・「4 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み」で示された里親やファミリーホームの委託子ども数の見込みは表 19 のとおりであり、現状（表 15）との差は表 20 のとおりです。
- ・里親等委託の考え方の中には、養育経験豊富な里親等の養育経験者が運営するファミリーホームが適当な子どもも含まれていますが、便宜上、養育里親への委託数見込みとして対応を検討することとします。

表 19 里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込み

年齢区分	里親	ファミリーホーム	合計
3歳未満	34	2	36
3歳～就学前	42	5	47
学童期以降	234	34	268
合計	310	41	351

(注) 表 17 から里親、ファミリーホームを抽出

表20 里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込みと現状の差

年齢区分	里親	ファミリーホーム	合計
3歳未満	25	0	25
3歳～就学前	33	0	33
学童期以降	196	0	196
合計	254	0	254

(注) 表15「代替養育を必要とする子ども数の見込み(現状の比率を反映)」と表19「里親やファミリーホームへの委託子ども数」の見込みとの差。

## (2) 県内の里親の状況

- ・平成30年度末現在の里親登録数は、里親の種類ごとの登録の重複を含めて220世帯で、うち委託を受けている世帯は16%にあたる35世帯です。(表21、22)
- ・里親登録数、委託数は年々増加傾向にあります。子どものニーズに応える環境整備のためには、里親の量・質の確保とともに、生活環境の継続や実親の同意に向けた里親制度への理解促進が課題です。(表21、22)
- ・登録取消の理由は、里親の家庭の状況や高齢や養子縁組成立等の理由もありますが、子どもの委託がないまま登録期間が経過し、登録更新の際に取消の意向を示す里親もいる状況です。(表25)
- ・里親の重複を除いた登録数は、令和元年5月1日現在で152世帯あり、そのうち36世帯、48名の子どもを委託しています。また、そのうち2人目以上として委託されている子どもは12名おり、1世帯あたり1.3名の子どもを養育しています。(表23)

表21 里親登録数

(単位 世帯)

年度	H26	H27	H28	H29	H30
養育里親	97	96	114	130	141
前年比	—	99%	119%	114%	108%
対26年度比	—	99%	118%	134%	145%
専門里親	1	1	1	1	2
前年比	—	100%	100%	100%	200%
対26年度比	—	100%	100%	100%	200%
親族里親	4	3	5	6	10
前年比	—	75%	167%	120%	167%
対26年度比	—	75%	125%	150%	250%
養子縁組里親	46	48	62	66	67
前年比	—	104%	129%	106%	102%
対26年度比	—	104%	135%	143%	146%
全体	148	148	182	203	220
前年比	—	100%	123%	112%	108%
対26年度比	—	100%	123%	137%	149%

(注) 「福祉行政報告例」より。各年度末の状況。種別を重複して登録している里親を含む。

表2-2 委託を受けている里親の割合

(単位 世帯)

里親種類	年度	H26	H27	H28	H29	H30
養育里親	里親数	17	19	17	26	23
	受託率	18%	20%	15%	20%	16%
専門里親	里親数	0	0	0	0	0
	受託率	0%	0%	0%	0%	0%
親族里親	里親数	4	3	5	6	10
	受託率	100%	100%	100%	100%	100%
養子縁組里親	里親数	3	3	2	2	2
	受託率	7%	6%	3%	3%	3%
全体	里親数	24	25	24	34	35
	受託率	16%	17%	13%	17%	16%

(注)「福祉行政報告例」より。各年度末の状況。里親数は子どもの委託を受けている里親数。受託率は登録されている里親数に占める委託を受けている里親数の割合。種別を重複して登録している里親を含む。

表2-3 直近の里親の受託率 (令和元年5月1日現在)

里親登録数 (実世帯)	委託里親数 (世帯)	委託子ども数 (人)	受託率
152	36	48	24%
うち、2人目以上として委託されている子ども数		12	25%※

※ 委託子ども数48人に占める割合。

表2-4 新規里親登録の状況

(単位 世帯)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	平均
養育里親	15	13	24	31	18	20
専門里親	0	0	0	0	1	0
親族里親	0	0	2	1	4	1
養子縁組里親	8	6	15	15	12	11
全体	23	19	41	47	35	33

(注)「福祉行政報告例」より。各年度末の状況。種別を重複して登録している里親を含む。

表2-5 里親の登録取消状況

(単位 世帯)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	平均※
養育里親	2	6	6	15	7	7
専門里親	0	0	0	0	0	0
親族里親	0	1	0	0	0	0
養子縁組里親	2	4	1	11	11	6
全体	4	11	7	26	18	13

(注)「福祉行政報告例」より。各年度末の状況。種別を重複して登録している里親を含む。



### (3) 必要な里親数の算出

- ・里親の種類については、表 15「代替養育を必要とする子どもの見込み（現状の比率）」、表 17「代替養育を必要とする子ども数の見込み（望ましい措置先を反映）」を比較すると、新たに 254 人の子どもを里親委託することとなり、1 世帯に 1.3 人の子どもが委託されると仮定した場合、195 世帯の里親が必要となります。
- ・また、表 13-1「現に代替養育を受けている子どもの措置先」、13-2「現に代替養育を受けている子どものケアニーズにのみ着目した場合望ましい措置先」を比較すると、養子縁組里親に変化がないのに対して、養育里親数が増加していることから、養育里親数のリクルートに力を入れていく必要があることが分かります。
- ・子どもを里親に委託する際には、子どもの状況と里親の状況を十分勘案した適切なマッチングが必要です。特に養育里親については、実親との関係は継続しながら、家族として生活を始めることとなるため、学校や地域との繋がりなど生活環境の継続性や里親の養育スキル、子どものニーズや相性も含めて丁寧にアセスメントし、事前に十分な調整と準備が必要です。そのため、登録された里親全てに子どもを委託することは現実的には困難です。
- ・表 23「直近の里親の受託率」に示すように、本県の直近の受託率は 24%であり、平成 27 年度の里親受託率（全国平均）が、約 35%です。
- ・こうした状況を踏まえると、里親への養育支援体制を整え、委託しやすい環境づくりに努め、現在の登録された 152 世帯のうち 35%に委託することを仮定した場合、53 世帯 69 人に委託が可能となり、新たに 17 世帯 21 人に委託することができることとなります。
- ・また、254 人（表 20）の子どもを養育里親に委託する場合、現在登録者の委託促進により委託可能と仮定する 21 人を引いた 233 人の委託に必要な養育里親数は、一世帯あたり 1.3 人とすると 179 世帯となり、里親受託率を 35%とした場合、養育里親として 511 世帯の新規登録が必要です。
- ・一方で、表 24、25 のとおり、養育里親の新規登録数は 5 年平均で 20 世帯（最も多い平成 29 年度で 31 世帯）、取消件数は 5 年平均で 7 世帯となっており、愛媛県の現状を踏まえた里親の増加は、支援体制を整えることを前提としても、最も新規登録が多かった年の 31 世帯から平均取消数 7 世帯を引いた 24 世帯を毎年増加させることが現実的な目標と考えます。24 世帯のうち 35%にあたる 8 世帯に 1.3 人を委託することを仮定した場合、毎年 10.4 人を里親に委託していくことが可能です。
- ・また、養子縁組里親については、現状の登録数でもニーズに応じることは可能ですが、令和 2 年度からの特別養子縁組の年齢要件や手続きの見直しに伴い、子どものパーマネンシー保障の観点からも、子どもの状況に応じて特別養子縁組を検討する機会が増えることも想定されることに加え、養子縁組里親の希望者が養育里親の登録をすることも多いことも踏まえ、幅広く募集していくことが重要です。

#### (4) 本県における里親等委託率の数値目標

##### ア 国における里親等委託率の数値目標

- ・国においては里親等委託率の数値目標について、「概ね7年以内（3歳未満は5年以内）に乳幼児の里親等委託率75%以上」、「概ね10年以内に学童期以降の里親等委託率50%以上」としています。

##### イ 本県における里親等委託率の数値目標

- ・本県における子どものニーズにのみ着目した場合に望ましい措置先を前提とした代替養育の見込み数は表17のとおりであり、表15の「代替養育を必要とする子ども数の見込み（現状の比率を反映）」の差を10年で埋めていくことを想定した場合、1年あたり、里親委託する子どもについて、3歳未満で2.5人、3歳～就学前で3.3人、学童期以降で19.6人増加させることとなります。
- ・しかし、現状の里親、特に養育里親の登録数の状況では、一年間で、3歳未満と3歳～就学前の増加分の6人分の増加には対応できたとしても、学童期以降については、養育里親の確保、養育支援体制を整備する中で、子どもと里親とのマッチングを丁寧に進め、子どもにとって不利益とならないよう進めていく必要があることを考慮すると10年間での実現は困難な状況です。
- ・県内の様々な代替養育に関わる関係者の協力の下、里親委託を推進できる環境づくりに努めながら、現在の里親のうち17世帯21人（10年平均で2.1人）を委託できるよう支援し、毎年8世帯10.4人を新たに登録、委託することを想定した12.5人を、毎年、里親に移行する子どもの目標値とします。
- ・その結果、毎年、3歳未満で2.5人、3歳～就学前で3.3人、学童期以降で6.7人を里親に増加させる場合の各年度の子どもの数の見込みが表29となります。
- ・代替養育が必要な子どものうち、就学前の措置については、表18の里親委託が望ましい委託率を採用し、3歳未満で72.0%、3歳～就学前で77%を目標値に設定します。
- ・また、学童期以降の子どもについては、学校や地域との繋がりといった生活の継続性の確保や保護者の同意が得られない、きょうだいが多いケースなど様々なケースがあることも踏まえ、子どもの意向に寄り沿った方針決定を前提に、10年後に33.3%の里親等委託率となることを目指すこととし、全体として42.0%の委託率を目標値とします。（表30）

表26 表15「代替養育を必要とする子ども数（現状比率）」と表17「代替養育を必要とする子ども数の見込み（望ましい措置先）」の差（単位 人）

年齢区分	乳児院	児童養護施設	里親	ファミリーホーム
3歳未満	△22	△3	25	0
3歳～就学前	△5	△28	33	0
学童期以降	0	△196	196	0

表27 表26の差を10年で実現する場合に、1年あたりに措置する子ども数（単位 人）

年齢区分	乳児院	児童養護施設	里親	ファミリーホーム
3歳未満	△2.2	△0.3	2.5	0
3歳～就学前	△0.5	△2.8	3.3	0
学童期以降	0	△19.6	19.6	0

（注）現状と望ましい措置先の差を10年で除し、小数点第一位まで算出

表28 表27のうち、学童期以降の変数を、現状を踏まえて置き換えたもの（単位 人）

年齢区分	乳児院	児童養護施設	里親	ファミリーホーム
3歳未満	△2.2	△0.3	2.5	0
3歳～就学前	△0.5	△2.8	3.3	0
学童期以降	0	△6.7	6.7	0

（注）現在の里親登録世帯への支援促進により新たに17世帯21人（10年平均2.1人）を確保し、里親登録数の年あたりの純増の目標とした24世帯のうち全国平均受託率35%にあたる8世帯対象に県内における一世帯あたりの委託数1.3人を乗じた10.4人を委託可能数と想定し、年12.5人を里親へ新たに委託

表29 表28のとおり里親委託を進めた場合の措置先ごとの子ども数（単位 人）

年度		R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
乳児院	3歳未満	35	33	31	28	26	24	22	20	17	15	13
	3歳～就学前	5	5	4	4	3	3	2	2	1	1	0
	学童期以降	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	40	38	35	32	29	27	24	22	18	16	13
児童養護施設	3歳未満	4	3	3	3	3	2	2	2	2	1	1
	3歳～就学前	42	39	36	33	31	27	25	22	20	16	14
	学童期以降	346	339	333	326	319	312	306	299	292	286	279
	小計	392	381	372	362	353	341	333	323	314	303	294
里親	3歳未満	9	12	14	17	19	22	24	26	29	32	34
	3歳～就学前	9	12	16	19	22	26	29	32	35	39	42
	学童期以降	38	45	51	58	65	72	78	85	92	98	105
	小計	56	69	81	94	106	120	131	143	156	169	181
ファミリーホーム	3歳未満	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	3歳～就学前	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	学童期以降	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34
	小計	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41
合計	3歳未満	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
	3歳～就学前	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61
	学童期以降	418	418	418	418	418	418	418	418	418	418	418
	合計	529	529	529	529	529	529	529	529	529	529	529

表30 表29のとおり、里親委託を進めた場合の年齢別の里親等委託率

年齢区分	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
3歳未満	22.0%	28.0%	32.0%	38.0%	42.0%	48.0%	52.0%	56.0%	62.0%	68.0%	72.0%
3歳～就学前	23.0%	27.9%	34.4%	39.3%	44.3%	50.8%	55.7%	60.7%	65.6%	72.1%	77.0%
学童期以降	17.2%	18.9%	20.3%	22.0%	23.7%	25.4%	26.8%	28.5%	30.1%	31.6%	33.3%
全体	18.3%	20.8%	23.1%	25.5%	27.8%	30.4%	32.5%	34.8%	37.2%	39.7%	42.0%

### (5) フォスターリング業務の包括的な実施体制の構築

#### ア 現状、取り組むべき方向性

- ・里親委託を推進するためには、里親リクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援にいたるまでの一連の業務（フォスターリング業務）について取り組む必要があります。本県では、愛媛県里親連合会、児童相談所、施設等が連携しながら、里親支援に努めています。
- ・施設における里親支援専門相談員については、平成31年4月現在で、児童養護施設5か所に配置されており、児童相談所と連携しながら里親を支援しています。
- ・愛媛県里親連合会においては、研修や里親同士の交流、支援等を行っています。
- ・里親委託の推進にあたっては、就学前、特に3歳未満の子どもについて優先して進めていく方針ですが、代替養育を受けている子どもへのアンケート中、「生活していて嫌だ、困ったと思うこと」とへの回答には、「人がたくさんいてうるさい」、「勉強がやりにくい」、「親ともっと会いたい」といった意見もあり、年齢が高い学童期以降の子どもの中にも、より個別的な対応を望む声があることが分かります。

既に代替養育を受けている子どもにとって、学校や地域との繋がりの中で築いてきた生活環境や人間関係は大切な財産であることを踏まえ、学校等の生活環境は維持したまま、より個々の子どもに合った養育の場を確保していくことが重要です。

- ・また、新たに代替養育が必要となる子どもについても、可能な限り学校や生活圏を変えないことが、養育環境が変わっても安定した生活の一助になると考えられます。
- ・アンケートでは、「生活していて良かった、嬉しかったこと」として、「お小遣いがある」、「自分の部屋がある」、「友達と遊べる」、「ご飯がおいしい」などが挙げられ、一人当たりの回答数は措置先に関わらず5件から6件でした。一方で、「生活していて嫌だ、困ったと思うこと」とには、「お小遣いが少ない」、「人がたくさんいてうるさい」、「親にもっと会いたい」などの回答があり、一人当たりの回答数は児童養護施設で2.5件に対して、里親・ファミリーホームは1件に満たない状況でした。

- ・自分の部屋については、プライバシーを守るために1人部屋を希望する子どもが5割を超えていますが、「安心」「楽しい」などの理由で2人以上を望む子どももあり、子どもによって適切な状況は異なると考えられます。

## イ 対応方針

- ・国においては、代替養育が必要な場合は、養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を原則とした上で、特に就学前の乳幼児期は、愛着関係の基礎を作る時期であり、児童が安心できる温かく安定した家庭で養育されることが重要であることから、目指すべき里親等委託率を、「概ね7年以内（3歳未満は5年以内）に乳幼児75%以上」、「概ね10年以内に学童期以降50%以上」としています。

この方針を念頭に、本県の実情を踏まえつつ、乳幼児期の里親等委託に重点を置いた目標値を設定するとともに、令和4・6・9年度を目安に進捗状況を把握・検証し、必要に応じて計画を見直すこととします。

また、計画期間（R2～11）にかかわらず、国が目指す家庭養育優先原則の下、子どもの個別ニーズに応じたケアを推進することを意識しながら、子どもの最善の利益の実現に取り組みます。

	5年目 (2024年度末)	7年目 (2026年度末)		10年目 (2029年度末)		
	3歳未満	3歳未満	3歳以上 就学前	3歳未満	3歳以上 就学前	学童期 以降
国の目標値	75.0%以上	75.0%以上		75.0%以上		50.0%以上
県の目標値	<b>48.0%</b>	<b>56.0%</b>	<b>60.7%</b>	<b>72.0%</b>	<b>77.0%</b>	<b>33.3%</b>

- ・里親支援のフォスタリング業務の実施については、児童相談所を中心に担っていますが、里親のリクルート及びアセスメント、研修、委託中の里親支援、措置解除後の支援等の各場面で、施設及び里親会といった既存の資源を活用し、連携を強化して支援の充実を図っていきます。
- ・具体的には、乳児院、児童養護施設を里親のリクルート、マッチング、養育支援も担う地域の代替養育の拠点と位置付け、児童相談所や里親会等の関係機関と連携しながら、地域の里親を増やしていきます。

その結果、学校等の生活環境を維持したまま、施設に入所した子どもを里親に委託することや、里親宅で不調となった場合やレスパイトケア（里親の一時的な休息のための援助）が必要な場合に施設が支援しやすい体制となり、里親と施設が地域の代替養育を支える両輪として、子どものニーズに応える環境整備に繋がります。

- ・特に、乳幼児の積極的な里親委託の推進にあっては、養育経験のない里親もいることを踏まえると、里親の養育スキルの向上や養育支援について、乳児院、児童養護施設の協力体制は不可欠であり、全施設における里親支援専門相談員の配置を推進します。

- ・新たに代替養育を必要とする子どもにも、可能な限り学校等の生活環境を維持したまま対応できるよう、将来的には全中学校区に里親登録を広げることを目指しながら、これまで代替養育が必要となるが多かった地域などを調査し、効果的な里親のリクルートや支援体制のあり方を研究します。
- ・里親会の活動に対し、里親の種類や子育て世代のニーズに応じた交流や研修などの活動を行うための支援を検討します。
- ・フォスタリング業務の民間機関への委託については、県内の関係機関の活用、里親支援の充実の状況を踏まえて将来的に検討します。
- ・家庭養育優先原則の評価指標である里親等委託率と特別養子縁組の成立件数は、別の指標とされていますが、里親等委託率の対象に縁組後の子どもは含まれないことから、検証時には、パーマネンシー保障としての特別養子縁組数も含めた社会的養育の状況について把握し、課題を検討します。

【評価指標】

指標	現況値	目標値
里親等委託率（3歳未満）	18.0% （平成30年度）	72.0% （令和11年度）
里親等委託率（3歳～就学前）	20.3% （平成30年度）	77.0% （令和11年度）
里親等委託率（学童期以降）	16.9% （平成30年度）	33.3% （令和11年度）

（注）委託率の目標値は、令和元年6月1日現在でケアニーズのみに着目した場合の望ましい措置の割合を代替養育が必要となる子どもの見込み数を反映し算出。

ただし、学童期以降の委託率は、県内の里親登録数等の現状を踏まえて設定。

## 6 パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

### 【要旨】

- 実親宅への復帰ができない場合は、パーマネンシー保障（永続的解決）として特別養子縁組を積極的に検討し、実親の同意や子どもの意向も踏まえて適切に対応
- 特別養子縁組は、子どもの一生を左右する選択であることから、子どもの年齢に応じて丁寧に意向を聴き取り、慎重に判断する必要があるため、目標値は設けず、子どもの最善の利益に繋がると判断されたケースについて縁組を推進

家庭における養育が困難又は適当でないため代替養育され、家庭への復帰が困難な子どもについて、永続的で安定した家庭での養育を保障するパーマネンシー保障として、特別養子縁組の推進が求められており、県内の状況を踏まえた支援体制の構築に向けた取組を行う必要があります。

### （１）県内の状況

- ・県内の特別養子縁組の成立状況は、表 31 のとおりであり、令和元年度は 9 月 1 日現在で、5 件と、徐々に伸びている状況です。

表 3 1 特別養子縁組の成立件数 (単位 人)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R 元
成立件数	3	3	3	3	4	5

※R 元年度は 9 月 1 日現在の件数

### （２）民間あっせん機関

- ・愛媛県で許可している民間あっせん機関はありません。

### （３）「新しい社会的養育ビジョン」で示された目標

- ・国により示された「新しい社会的養育ビジョン」では、パーマネンシー保障の観点から特別養子縁組は有力・有効な選択肢であり、概ね 5 年以内に年間 1,000 人以上の縁組み成立を目指すことが示されています。
- ・本県の全国に占める人口比率 1.1%（平成 31 年 4 月 1 日現在 本県 1,342 千人/全 126,254 千人）を踏まえると、本県に求められる成立件数はおよそ 11 件と考えられます。

#### (4) 本県における対応方針

- ・社会的養育で最も考慮すべきは、子どものパーマネンシーの保障であり、実親宅への復帰ができない場合は、最終的な永続的解決策として、特別養子縁組を積極的に検討することとし、子どもの意向を踏まえた上で、縁組が必要と考えられる場合には、児童相談所で適切に対応します。

ただし、特別養子縁組は、子どもの一生を左右する選択であることから、子どもの年齢に応じて丁寧に意向を聴き取り、慎重に判断する必要があるため、目標値は設けず、子どもの最善の利益に繋がると判断されたケースは、縁組を進めることとします。

- ・特別養子縁組は、実親の同意が前提となりますが、令和元年の民法等の一部改正により、令和2年4月から子どもの年齢要件が原則6歳未満から15歳未満に引き上げられ、手続きにおいても児童相談所による申立てが可能になるほか、実親の同意撤回が制限されるなど、養親側の負担軽減が図られることなることも踏まえ、適切な制度の運用に努めます。
- ・養子縁組は、子どもが高年齢になるほど、マッチングが難しいとされていることなどを念頭に、子どもの気持ちに寄り添った対応や支援を行います。
- ・養子縁組や特別養子縁組成立後に里親登録を取消す里親に対しても、児童相談所や里親会、施設等の関係機関が連携し、養子と生活する親の不安や悩みに寄り添い、対応することができる体制について検討します。
- ・民間あっせん業者は県内にはありませんが、今後、希望する事業者があった場合は、申請等の手続きについて助言し、支援や連携を適切に行います。



## 7 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

### 【要旨】

#### ○子どものニーズに応じた養育環境の提供

- ・乳児院及び児童養護施設における里親支援専門相談員の配置を推進し、地域の代替養育の拠点として、地域の里親を増やし、支援する体制を整備
- ・できる限り学校生活等の環境を変えず、子どものニーズに合わせた養育環境を提供するため、里親と施設が連携した地域全体の代替養育を実施

#### ○施設の小規模化かつ地域分散化

- ・代替養育が必要な子どもに対して、より家庭的で個別対応ができる生活の場を確保するため、各施設の状況を踏まえた上で、小規模化かつ地域分散化を推進

#### ○高機能化及び多機能化・機能転換

- ・施設が持つ個別対応能力や専門性を高めるため、施設職員を対象とした研修を実施し、個々のケースに応じた支援を行える体制を整備
- ・子どものニーズに応じた養育環境の提供を実現するため、施設が持つ個別対応能力や専門性を活用した家庭支援や里親支援に努め、全ての乳児院及び児童養護施設における里親支援専門相談員の配置を推進

### (1) 社会的養育ビジョンにおける方針

国の新しい社会的養育ビジョンでは、代替養育が必要な場合は、「家庭養育優先原則」のもと、「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親やファミリーホームへの委託を優先することとされており、ケアニーズが非常に高い子どもや子ども本人の家庭環境に対する抵抗感が強いケースについては、「できる限り良好な家庭的環境」である施設において、専門的なケア等を実施することとされています。

また、施設には、小規模かつ地域分散化を進めるとともに、豊富な体験による子どもの養育の専門性を基に、より個別的な対応や里親支援の機能、地域の相談に応じる機能、市町への支援機能など、高機能化及び多機能化・機能転換が求められています。

### (2) 県内施設の状況、基本的考え方

県内には、乳児院2か所、児童養護施設10か所があり、各施設において、小規模化を進めるとともに、研修等を通じて職員の専門性を高めるなど、子どもに寄り添ったケアが実施できる体制を整備し、個々の子どもの状況に応じた養育に努めてきました。

また、地域における活動にも積極的に参加するとともに、施設の行事に地域住民を招待するなど、良好な関係を築いてきました。

県内における乳児院、児童養護施設は、養育やケアに関する豊富な経験や知識を持ち、地域とも良好な関係を持つ代替養育を支える貴重な資源であり、その専門性を活かし、子どものニ

ニーズを踏まえた養育の場を提供できる体制を整備する一方で、家庭養育優先原則の中で、里親委託の推進の進捗状況に応じて、保護が必要な子どもの行き場がなくなることをないよう十分な受け皿を確保する役割も期待されています。

また、施設が「ケアニーズが高い」、「問題行動が多い」子どもが集まる場所といったイメージが定着することは、入所している子どもたちにとって良いこととは言えず、施設が地域における代替養育の拠点として、地域の里親を増やし、家庭支援を担うことで、子どものニーズに応じた養育環境の提供を可能し、地域全体で子どもを養育する雰囲気醸成に取り組むことも重要です。

代替養育を受けている子どもへのアンケート結果では、半数以上の子どもが1人部屋を希望しており、プライバシーへ配慮した空間での生活を希望しています。また、同じホーム（グループ）の人数についても8人以下を望む子どもが約半数いることから、小規模な単位での養育を望む子どもが多いと言えます。一方で、楽しい、遊べる、寂しくないなどの理由で複数人での同室希望やグループの人数も多い方が良いという答えもあり、子どものニーズは多様であることが分かります。

また、施設に来て良かったこととして、「自分の部屋がある、友達と遊べる、お小遣いがある、人がたくさんいて楽しい」などという答えがある一方で、困っていることや嫌なこととして、ルールの厳しさ（友達と遊べない、門限が厳しい、スマートフォンが欲しい等）や集団生活の負担（勉強しにくい、食べたいご飯が食べられない、うるさい等）があげられています。

施設での生活に対して良い面があると思う一方で、負担に感じていることもあることが表れています。

こうしたことを踏まえながら、施設で養育が必要な子ども数の見込みを算出し、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組を行う必要があります。

### （3）施設で養育が必要な子ども数の見込みの推計

- ・代替養育を必要とする子ども数の見込みで算出された子どものうち、10年間で乳児院は27名減、児童養護施設は98人減の見込みとなっています。（表29）
- ・県内の乳児院、児童養護施設における今後の定員の見込みについて、県内12か所施設を対象に行った調査結果は表32、33のとおりであり、保護を要する子どもたちが行き場がないことにならないよう、里親委託の進捗状況を踏まえながら見直していくことが適当であり、余裕のある設定としました。
- ・また、国の措置費制度のあり方にも注視しながら、各施設における小規模化かつ地域分散化や高機能化及び多機能化・機能転換に向け、取組みを進める中で、定員は変動する可能性があります。

表3-2 乳児院の定員の見込み量

(単位 人)

年度	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
定員	52	52	52	51	51	51	47	47	47	47	47
入所見込	40	38	35	32	29	27	24	22	18	16	13

(注) 定員は、平成31年4月愛媛県子育て支援課調査

表3-3 児童養護施設の定員の見込み量

(単位 人)

年度	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
定員	511	512	494	492	490	484	466	452	445	441	441
入所見込	392	381	372	362	353	341	333	323	314	303	294

(注) 定員は、平成31年4月愛媛県子育て支援課調査

#### (4) 子どもにとってより良い環境づくりに向けた取組

##### ア 子どものニーズに応じた養育環境の提供

- ・社会的養育にあたり、最も優先すべきは、児童福祉法に明記された「子どもの最善の利益の実現」です。
- ・委託できる養育里親の確保やその支援体制を確立するため、各施設において里親支援専門相談員の配置を推進します。
- ・特に、就学前の子ども、特に3歳未満については、愛着形成の観点から、より個別対応が可能な里親委託が望ましいことから、乳幼児を安心して里親委託できる環境整備に努めます。

養育の経験や知識が豊富な乳児院、児童養護施設が、里親の支援にあたることで、実親の安心に繋がり、里親委託に同意する可能性が高くなると考えられます。

- ・措置後、子どもたちは、それぞれの学校や地域活動の中で友人関係や信頼できる大人との繋がりを持つことから、生活環境の継続性を確保しながら、子どものニーズに合った養育の場を提供できる環境整備が課題となります。

そこで、乳児院、児童養護施設が地域の代替養育の拠点として、地域の里親を増やし、支援することで、地域全体で代替養育を担える体制を整備し、できる限りこれまでの学校生活等の環境を変えることなく、子どものニーズに合わせた養育環境の提供を実現します。

地域において里親と施設との協力関係の下で養育が可能となれば、施設に入所した子どもが里親宅を希望した場合や、里親側で不調やレスパイトケアの必要がある場合にも支援がしやすいことに加え、子どもにとっても措置後に上手いかないと感じたときに他の選択肢があることは安心に繋がることから、地域の代替養育の関係者の連携を推進します。

さらに、里親と施設が協働して、地域全体で代替養育を必要とする子どもを養育する体制とすることで、「里親」という名称から、委託の拒否感を感じている実親の同意も得やすくなることも考えられます。

#### イ 施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換

- ・小規模化、地域分散化については、代替養育が必要な子どもに対して、より家庭的で個別対応ができる生活の場の確保することを目的としており、国の施設整備に係る補助金のあり方も注視しながら、各施設の状況を踏まえた上で、小規模化かつ地域分散化を推進できるよう支援します。
- ・高機能化及び機能転換・多機能化については、社会的養護を必要とする子どもの中には、発達障がいや虐待を受けた者もいることから、施設が持つ個別対応能力や専門性を高めるため、施設職員を対象とした研修を開催し、個々のケースに応じた支援を実施できる体制を整備します。
- ・また、家庭支援や里親委託推進、社会的養育を受けて自立する子ども達のアフターケアなどの機能を担うことができるよう、家庭支援専門相談員や里親支援専門相談員等の専門職員の配置を促進します。
- ・里親の支援については、アの「子どものニーズに応じた養育環境の提供」を実現するために、豊富な経験や知識を有する施設の協力が不可欠であり、里親と施設が地域で協力しながら養育できる体制を目指します。

特に就学前の子どもについては、愛着形成の観点から、子どものニーズを踏まえた上で、優先的に里親に委託することが望ましいことから、乳児院と連携して、低年齢の子どもを預かることができる環境づくりを推進します。

- ・児童心理治療施設や児童自立支援施設についても、心理的ケアや非行対応など専門性が求められることから、職員を対象とした研修を実施し、人材育成による専門性の向上や地域支援を行うことができる体制整備に努めます。
- ・母子生活支援施設は、母子を分離せずに支援するためのケアが提供できることを踏まえ、家庭や子どもの状況に応じて、利用を促進します。
- ・また、各施設が里親や家庭を積極的に支援しやすい措置費制度となるよう、国に対して、職員配置基準の引き上げや職員処遇改善等を要望します。

#### 【評価指標】

指標	現況値	目標値
乳児院の里親支援専門相談員の配置率 ※2施設	0% (令和元年度)	100% (令和6年度)
児童養護施設の里親支援専門相談員の配置率 ※10施設	50% (令和元年度)	100% (令和6年度)

## 8 一時保護改革に向けた取組

### 【要旨】

#### ○ 一時保護委託の推進

- ・一時保護にあたっては、開放的環境において個別的対応を行えるよう、里親や施設等への一時保護委託の積極的な活用
- ・入所措置児童と一時保護児童が混在する環境は、双方にとって負担が大きいため、施設等における一時保護専用施設の整備や個別的対応ができる里親への委託を推進

#### ○ 一時保護所業務の評価

- ・各児童相談所において、国の一時保護ガイドラインに基づき、できる限り子どもの権利に配慮した対応が取れるよう、各児童相談所における一時保護所業務について評価し、見直すべき事項があれば、適切に対応

一時保護は、子どもの安全確保を最優先とした上で、適切な保護を行い、子どもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するために行うものであり、虐待や非行、養護など様々な事情を抱える子どもたちの最善の利益を守るために行われます。

そのため、子どもの安全確保のみならず、権利擁護も図られる必要があることから、子どもの安全確保に重きが置かれた上で、子ども一人ひとりの状況に最も適した環境で生活やケアの質を確保していくことが重要です。

また、学習権保障の観点から、学校への通学支援や保護所内における学習支援を行うとともに、閉鎖的環境で保護する期間は必要最小限とすることが求められており、適切な一時保護のあり方について、検討する必要があります。

### (1) 一時保護所の必要定員数

改正児童福祉法で示されている「家庭養育優先原則」において、一時保護中の生活も代替養育の性格を有することから、できる限り良好な家庭的環境で個別的な対応が求められています。

本県の一時保護数は、この5年間で倍増している状況であり、児童相談所内での一時保護のほか、里親や施設等への一時保護委託により対応しています。国の一時保護ガイドラインでは「個別的な対応ができるようにするほか、開放的環境における対応もできるよう、委託一時保護を活用するなど地域の実情に合わせた環境整備を行うことが望ましい」とされており、本県では、児童相談所の一時保護所において個室対応を取るとともに、子どもの安全が確保されていることを前提に、里親や施設等に委託しています。(表 34)

一時保護人数は日ごとに変動するため、児童相談所の一時保護所の定員は、余裕をもって設定しておく必要がありますが、本県の児童相談所3か所の定員は、合計して36名であるのに

対して、一日あたりの平均保護児童数は表 35 のとおり 4.5 人であり、定員の中で対応できています。

表 3 4 一時保護人数（一時保護所・委託）（単位 人）

年度	H26	H27	H28	H29	H30
一時保護所	175	153	167	186	332
委託	162	222	284	336	328
合計	337	375	451	522	660

（注）「福祉行政報告例」より。

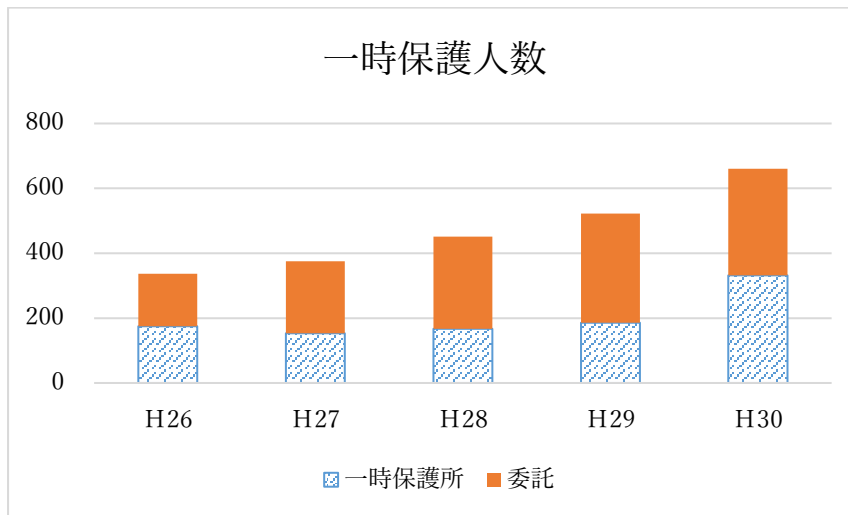


表 3 5 一時保護の 1 日あたりの児童数及び 1 人あたりの一時保護日数（保護所・委託）

（単位 人・日）

	年度	H26	H27	H28	H29	H30	平均
一時保護所	1 日あたり人数	4.8	4.9	4.5	4.2	4.3	4.5
	1 人あたり日数	10.2	11.7	9.7	8.1	4.7	8.9
委託	1 日あたり人数	9.8	13.0	14.7	14.4	15.4	13.4
	1 人あたり日数	23.1	20.6	19.8	15.5	16.8	19.1
全体	1 日あたり人数	14.6	17.9	19.2	18.5	19.0	17.8
	1 人あたり日数	16.3	17.0	15.9	12.9	10.6	14.5

（注）「福祉行政報告例」より。

表36 一時保護委託分のうち委託解除された児童数（単位 人）

委託先 年度	警察等	児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	児童心理治療施設	障害児関係施設	その他の施設	里親	その他	年度合計
H27	0	157	27	1	1	5	0	31	8	230
H28	0	164	31	2	0	21	0	45	8	271
H29	0	193	39	0	0	25	0	58	23	338
H30	0	176	28	0	0	29	0	70	17	320

(注)「福祉行政報告例」より。

表37 一時保護委託分のうち委託解除された者の延べ日数（単位 日）

委託先 年度	警察等	児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	児童心理治療施設	障害児関係施設	その他の施設	里親等	その他	年度合計
H27	0	2,820	574	3	4	196	0	448	687	4,732
H28	0	2,831	1,064	10	0	354	0	1,005	94	5,358
H29	0	2,696	823	0	0	617	0	665	441	5,242
H30	0	3,108	672	0	0	361	0	720	500	5,361

(注)「福祉行政報告例」より。

## (2) 一時保護委託の推進

一時保護ガイドラインでは、措置により入所している子どもと一時保護された子どもが混在する施設環境は、双方への負担が大きいため、混在しないよう配慮する必要があるとされています。

表38の一時保護委託先ごとの一日あたりの子ども数からは、委託先として、児童養護施設が最も多く、乳児院、里親、障がい児関係施設も一時保護の受け皿となっていることが分かりますが、施設等における一時保護専用施設の整備や個別的対応ができる里親への委託を推進します。

子どもへのアンケート調査では、「一時保護所に来て嫌だ、困ったと思ったこと」については、「ない」が最も多い一方で、「ルールが厳しい」、「友達や家族に会えない」、「行動が制限

される」などの回答があり、子どもの安全確保を最優先とした上で、より開放的環境における対応や、原籍校への通学も考慮し、一時保護委託を検討することとします。

また、子どものアセスメント等が必要な場合も、一時保護は可能な限り短期間とすることが望ましいことから、一時保護の期間が長引く見込みの場合は、子どもの意見も尊重した上で、一時保護委託を含めた選択肢の中で方針を決定することとし、安全の確保等から意向に沿えない場合にも年齢に応じた丁寧な説明に努めます。

表38 一時保護委託解除された委託先ごとの一日あたりの児童数（単位 人）

委託先 年度	警察等	児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	児童心理治療施設	障害児関係施設	その他の施設	里親等	その他	年度合計
H26	0.0	5.7	2.1	0.3	0	0.2	0.1	0.7	0.6	9.8
H27	0.0	7.7	1.6	0	0	0.5	0.0	1.2	1.9	13.0
H28	0.0	7.8	2.9	0	0	1	0.0	2.8	0.3	14.7
H29	0.0	7.4	2.3	0	0	1.7	0.0	1.8	1.2	14.4
H30	0.0	8.5	1.8	0	0	1.0	0.0	2.0	1.4	14.7

(注)「福祉行政報告例」より。

### (3) 一時保護委託可能な里親等の確保・計画について

里親やファミリーホームは「家庭における養育環境と同様の養育環境」であることも踏まえ、安全確保や子どものアセスメントの観点からも問題がなく、子どもの負担軽減に繋がると考えられる場合は、子どもの意見を尊重した上、里親等への一時保護委託を検討します。

国においては、今後、一時保護里親の類型も検討することとしていることから、里親制度のあり方を注視し、県内における里親等への一時保護委託に向けた必要な確保数を検討することとします。

### (4) 一時保護に関わる職員の育成、専門性の向上

一時保護については、その目的を達成し、適切な支援が行われるよう、子どもの権利擁護や被虐待による心的外傷、子どもの発達や障がい等に関する知識、家庭環境の子どもに与える影響など、様々な知識や子どもへの支援方法に関する研修などにより、職員の専門性向上を図るとともに、一時保護所内においても勉強できるよう教員OB等による学習支援に努めます。

県では、児童福祉業務を担当する職員や児童福祉司の研修により、子どもの権利擁護、児童虐待、障がい等に関する知識の習得、専門性の向上に取り組んでいますが、一時保護に関わる職員に対しても、積極的な受講を促します。



#### (5) 子どもの状況に応じた安全確保やアセスメントの実施

一時保護の機能として、安全確保のための緊急保護とアセスメント、心理療法やカウンセリング、生活面の支援を行う短期入所指導がありますが、子どもの最善の利益となるよう、児童相談所において、個々の状況に応じた安全確保、アセスメントに努めます。

一時保護を行い、子どもの援助方針を立てるに当たっては、児童福祉司により行われる社会診断、児童心理司等による心理診断、医師による医学診断、一時保護所の職員による行動診断等を基に、協議により総合的なアセスメントを行います。

#### (6) 一時保護所業務の評価

一時保護は、子どもや保護者の同意が得られない場合にも行うことができるという強行性を持っています。これは、子どもの安全を確保し、迅速に保護するため、最終的な支援を決定するまでの短期間のものであること等から認められているものです。特に児童虐待については、対応が遅れることで子どもの生命に危険が及ぶ可能性があることから、必要な時には子どもや保護者の同意がなくとも躊躇なく行うことが必要です。

一方で、各児童相談所において一時保護ガイドラインに基づき、子どもの権利に配慮した対応が求められていることに加え、令和元年の児童福祉法改正により、令和2年度から児童相談所の業務の質の評価を行うこと等により業務の質の向上に努めなければならないこととされたことも踏まえて、各児童相談所における一時保護所業務について評価し、見直すべき事項があれば、適切に対応します。

#### 【評価指標】

指標	現況値	目標値
一時保護所業務の評価回数（毎年度）	0回	1回

## 9 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

### 【要旨】

#### ○社会的養護自立支援事業等の実施

- ・代替養育を必要とする子どもが措置終了後も、引き続き里親や児童養護施設等で生活しながら自立を目指す必要がある場合は、居住費や生活費等を支援する「社会的養護自立支援事業」等を継続的に実施
- ・住宅の賃貸契約時等の身元保証人や未成年後見人の負担軽減を図る事業を引き続き実施し、子どもの自立を支援

#### ○自立援助ホームへの入所

- ・里親や児童養護施設等の入所措置を解除された者などが、自立援助ホームへの入所を希望する場合は、児童相談所において適切に対応し、生活相談や就業支援などの自立を支援

代替養育の下で育ち、社会へ自立する子ども達は、自立後に家族や親族などの支援が期待できないケースも多く、経済基盤は脆弱で、日常的な困りごとや対人関係、就労や住居、経済的な問題など、自立生活で生じる様々な問題の相談先や支援者が少なく厳しい状況で生活することになります。

こうした状況の中、児童養護施設などの社会的養護関係施設は、入所中の児童に対し、自立支援計画を策定するとともに、児童福祉法に基づき退所者を支援する役割を担っており、施設退所後も相談や里帰りの招待などのアフターケアを行っています。

また、平成28年改正児童福祉法では、自立のための支援が必要に応じて継続されることが必要であるとされており、子どものニーズに合わせて、都道府県は、社会的養護自立支援事業や就学者自立生活援助事業の実施や自立援助ホームへの入所推進など、社会的養護を必要とする子どもたちの自立支援策の強化に取り組む必要があります。

### (1) 社会的養護自立支援事業等の実施

児童福祉法において、里親や児童養護施設等において代替養育を受けている者は、措置延長した場合でも20歳で退所となりますが、自立に向け、引き続き里親や児童養護施設等で生活する必要が認められる場合には、県では平成30年度から、居住費や生活費等を支援する「社会的養護自立支援事業」を実施しています。

また、自立援助ホームに入所している大学等に就学中の者であって、20歳から22歳までの者に対して生活費や就職支度費等を支援する「就学者自立生活援助事業」については、これまで希望者がいない状況ですが、子どものニーズに合わせて対応します。

加えて、住宅の賃貸契約時等の身元保証人の確保や未成年後見人に必要となる報酬や損害賠償保険料の負担を図っており、今後も子どもの自立に繋がる支援策を実施します。

表 3 9 社会的養護自立支援事業の実績 (単位 人)

年度	H30	R元
居住費支援	2	3
生活費支援	3	4

(注) 令和元年度は、9月1日現在までの実績

## (2) 自立援助ホームへの入所

自立援助ホームは、義務教育終了後の15歳から20歳までの、里親や児童養護施設等の入所措置を解除された者などを対象とし、共同生活の中で、生活相談や就業支援などの支援を受けながら自立を目指す事業所であり、令和元年9月現在で県内に4か所設置されており、11名が利用しています。今後も、施設等を退所後に、自立援助ホームの入所を希望する者に対しては、児童相談所において、適切に対応できる体制整備に努めます。

また、自立援助ホーム入所者へのアンケート調査では、今の生活を良くするためにしてほしいことへの回答として、半数が「ない」とし、満足感を示す一方で、「自立に向けた生活の注意点を教えてほしい」、「日用品にお金をかけてほしい」などといった声もあり、ニーズを踏まえた生活環境を整備しながら、自立に向けた支援を行います。

### 【評価指標】

指標	現況値	目標値
社会的養護自立支援事業の実施率 (実施数/希望者数)	100% (令和元年度)	100% (毎年度)
自立援助ホームの実施か所数	4か所	6か所 (令和6年度)
自立援助ホームの入所者数	11名	入所ニーズも踏まえ 対応

(注) 現況値は、令和元年9月1日現在のもの

## 10 児童相談所の強化等に向けた取組

### 【要旨】

#### ○児童相談所の体制強化

- ・急増する児童虐待相談対応を受け、国の基準に応じた児童福祉司や児童心理司等の専門人材を各児童相談所に計画的に配置するとともに、研修等による専門性向上にも取り組み、子どもの安全確保を最優先とした方針決定を行える体制を整備
- ・里親養育支援児童福祉司や市町支援児童福祉司を配置し、里親や市町の支援を推進

#### ○中核市における児童相談所の設置に向けた取組

- ・松山市と緊密に情報共有し、松山市が児童相談所の設置に向けて検討を進める際には、積極的に具体的な支援策について協議

急増する児童虐待に対応するため、平成30年12月に策定された国の「児童虐待防止対策総合強化プラン」に沿って、児童相談所における児童福祉司等を増員する必要があることから、県内にある3か所の児童相談所（福祉総合支援センター、東予子ども女性支援センター、南予子ども女性支援センター）においても専門人材を計画的に増員していくことが求められています。

また、国においては、中核市・特別区に児童相談所の設置を推進することとしています。が、本県の中核市である松山市は、住民に最も身近な行政機関として、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない寄り添い支援を行うことで虐待の未然防止の役割を果たしながら、児童相談所の設置については、国等の支援の動向を注視し調査、研究していくこととしています。

こうした状況を踏まえ、急増する児童虐待に適切に対応するため、本県における児童相談所の強化等に向けた取組について検討する必要があります。

### （1）児童相談所の体制強化

子どもが配偶者間の暴力を目撃した場合（面前DV）の心理的虐待による警察からの通報の増加や、相次ぐ児童虐待事件を受け、社会的関心が高まったことなどから、児童虐待相談対応件数は、この5年間で倍増しています。（表40）

県においては、令和4年度までに、国の基準に応じた児童福祉司や児童心理司等の専門人材を各児童相談所に計画的に配置するとともに、研修等による専門性向上にも取り組むことで、子どもの安全確保を最優先とした方針決定を行える体制を整備し、子どもの最善の利益の実現を目指します。

また、里親養育支援児童福祉司や市町支援児童福祉司を配置し、里親や市町の支援を推進します。

さらに、児童虐待とDVの関連性を踏まえ、児童相談所や配偶者暴力相談支援センター等のDV相談に対応する機関が連携し、緊密な情報共有をもとに、必要に応じた支援を行います。

表40 児童虐待対応件数 (単位 件)

年度	H26	H27	H28	H29	H30
県	597	718	803	726	890
市町	299	347	443	580	902
合計	896	1,065	1,246	1,306	1,792
対26年度比	—	119%	139%	146%	200%

【指標】

指標	現況値	目標値
児童福祉司数	35人	国基準に応じた数 (令和4年度)
里親養育支援児童福祉司 (全児童福祉司数の内数)	1人	3人 (令和4年度)
市町支援児童福祉司 (全児童福祉司数の内数)	0人	1人 (令和4年度)

(注) 現況値は、平成31年4月1日現在。

国基準は、直近の国勢調査の人口要件等を考慮して算出するため、令和2年度の国勢調査結果を踏まえた数を目標値とする。

(2) 中核市における児童相談所の設置に向けた取組

松山市と緊密に情報共有するとともに、今後、松山市が児童相談所の設置に向けて検討を進める際には、積極的に具体的な支援策について協議します。

## 愛媛県社会的養育推進計画における用語解説

あ行	
アドボカシー	子どもの声を聴き、子どもの権利を守ることができるよう支援すること。
か行	
子育て世代包括支援センター	主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じて支援プランの作成や地域の関係機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、切れ目ない支援を行う施設。
子ども家庭総合支援拠点	子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による断続的なソーシャルワーク業務までを行う機能。職員配置として、虐待対応専門員、子ども家庭支援員、心理担当支援員等を置く必要がある。
さ行	
里親	何らかの事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子ども等に、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度。要保護児童を養育する「養育里親」、「専門里親」、養子縁組によって養親になることを希望する「養子縁組里親」などがある。
里親等委託率	要保護児童の入所先のうち、里親及びファミリーホーム(FH)への委託率。 (里親+FH) / (里親+FH+乳児院+児童養護施設)
児童相談所	児童福祉法に基づき都道府県等に設置されている児童福祉の専門機関。児童相談所は、児童に関する様々な問題について家庭や学校などからの相談に対応し、児童及びその家庭についての必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定やその判定に基づく必要な援助(指導、措置)、児童の一時保護などの業務を行う。
児童虐待	保護者により子ども(18歳に満たない者)に加えられた行為で、子どもの心や身体を傷つけ、健全な育成や発達を損なう場合を言い、生命の危険のある暴行等に限らず、心身に有害な影響を及ぼす言動を含む。児童虐待の防止等に関する法律では①身体的虐待、②性的虐待、③保護の怠慢・拒否(ネグレクト)、④心理的虐待の4つの行為類型を児童虐待として規定している。
児童自立支援施設	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させるなどにより、個々の児童の状況に応じて必要な指導や自立支援等の援助を行うことを目的とする施設。
児童養護施設	乳児を除いて、保護者がいない又は虐待されている児童その他環境上養護を必要とする児童を入所させ、養護・自立を支援することを目的とする施設。
自立援助ホーム	自立援助ホーム(児童自立生活援助事業)は、義務教育を終了した20歳未満の児童であって、児童養護施設等を退所したもの等に対し、これらの者が共同生活を営む住居(自立援助ホーム)において、相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業の支援等を行う事業。
社会的養育	子どもの最善の利益及び社会全体で子どもを育むことを理念とし、保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童を公的責任で社会的に養育するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。

た行	
特別養子縁組	子どもの福祉の増進を図るため、養子の実親との法的な親子関係を解消し、実子と同じ親子関係を結ぶ制度。
な行	
乳児院	保護者がいない又は監護させることが不適當な乳児（原則満1歳に満たない者）を入院させて、養育することを目的とする施設。
乳幼児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、必要な支援に結び付ける事業。
は行	
パーマネンシー保障	要保護児童が家庭復帰の可能性のない場合に、養子縁組制度を活用した永続的解決策を保障するもの。
ファミリーホーム	ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）は、養育者の家庭に児童を迎え入れて行う家庭養護の一環として、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童に対し、この事業を行う住居において、基本的な生活習慣や豊かな人間性・社会性を養うこと等を目的として、児童の養育を行う事業。
フォスタリング業務	里親の広報・リクルート及びアセスメント、研修、子どもと里親家庭のマッチングはもとより、委託中の支援等の一連の過程において、子どもにとって質の高い里親養育がなされるために行われる様々な支援。
や行	
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。
要保護児童対策地域協議会	要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、児童福祉法に基づき、市町が、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者を構成員として設置する協議会。
ら行	
レスパイトケア	委託児童を養育している里親が、休息をとるため援助を必要とする場合に、一時的に施設や他の里親などに子どもを預ける制度。